

|         |             |
|---------|-------------|
| 提出日(西暦) | 2023年 3月30日 |
|---------|-------------|

品質管理システム概要書 (2023年 3 月 1 日現在)

監査事務所名 有限責任 あずさ監査法人  
代表者名 山田 裕行

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

監査に関する品質管理基準及び品質管理基準報告書第 1 号の規定に準拠し、当監査法人の理事長は、当監査法人の品質管理システムに関する最終的な責任を負っています。

当監査法人における品質管理及びリスクマネジメントに関する体制の整備・運用上の責任は、品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事に委譲されています。品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事は、当監査法人の全般的な品質管理及びリスクマネジメントに関する、職業的専門家としての方針の策定及び遵守状況の監視に関して責任を負っています。

理事長及び品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事は、品質管理に関する方針及び手続並びに監査業務の品質を重視する行動及びメッセージについて、法人内の各会議やニューズレター等で伝達しています。

【不正リスクへの対応】

当監査法人の品質管理システムは、不正リスクに対応するためのものを含んでおり、品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事が、不正リスクへの対応に関する、職業的専門家としての方針の策定及び遵守状況の監視に関して責任を負っています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

当監査法人では、「あずさ監査法人倫理行動規範」を制定し、全構成員に求める倫理的な行動や、構成員それぞれが、適用される法的、職業的な基準及び倫理規則に従う必要があることを規定しています。

当監査法人の全構成員は、入社時、その後は毎年、行動規範の遵守を確認するとともに、行動規範についての定期研修を受講することが義務付けられています。また、当監査法人の構成員が職業倫理及び品質管理に関する問題を報告できるように通報に関する手続及び確立された手段があります。

## (2) 独立性

当監査法人は、KPMGが国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規定に沿う形でグローバル共通の独立性に関する詳細な方針を策定したGlobal Q&RM Manual、公認会計士法その他関連法令、日本公認会計士協会の倫理に関する規定等を反映した内部規定を設け、法人の独立性、個人レベルでの独立性、法人の経済的利害関係、退職後の関係、パートナーローテーション、監査関与先への非監査業務の提供の承認等に関する方針及び手続を定め、全てのパートナー及び専門職員に対して独立性に関する研修の受講を義務付けることによって、その周知、徹底を図っています。

また、当監査法人は、IESBAの倫理規定や、その他関連する法令等に合致した監査関与先に提供可能なサービスの範囲に関する方針を有しています。当監査法人は、新規に非監査業務を提供する際、確認しなければならないプロセスや手続を構築し、維持することが義務付けられています。

さらに、当監査法人の全ての構成員は、年度を通じて倫理及び独立性に関する方針を遵守し続けていること及び適用される行動規範を理解し遵守していることの年次確認と宣誓が要求されています。当監査法人では独立性規則に関する違反について方針を定め、当該方針を全ての構成員に周知するとともに、全ての違反事項に対して適用し、違反の程度に応じた処分を設けています。

## (3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人のパートナーは、公認会計士法等の法令やJICPAの倫理規則等の諸規則及び当監査法人（KPMGインターナショナルの方針を含む）の方針において定められる、監査証明業務に関与するパートナーの最長関与期間に係る制限を受けます。この規制は、パートナーの監査関与先に関する関与年数（社会的影響度が特に高い会社については業務執行社員就任前の期間を含む）に制約を設けています。

当該パートナーは、関与を終了した後のクーリングオフ期間中において、従前の監査関与先について引き続き監査に携わること、審査員に就任すること、専門的な見解の問合せ等に係わること、監査の結果に影響を及ぼすこと、監査関与先での専門業務の指揮及び調整、法人と監査関与先との関係の監視又は監査関与先の経営陣・監査役等との重要又は頻繁な交流は禁じられています。

また、社会的な影響度が特に高い会社の監査において長期の連続関与から生じる馴れ合い等により独立性が損なわれることがないように、パートナー、監査補助者、チーム全体の独立性に関する追加ルールを設定しています。

## 3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、全ての新規受嘱予定の関与先及び契約の評価を行います。評価プロセスにおいては、評価を行うパートナーとは別のパートナーが新規受嘱予定の関与先及び契約の評価について承認を行います。

リスクが高いと評価される場合はリスクマネジメントパートナーが承認に関与し

ますが、これに加えて拠点事務所長や品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事が承認に関与することもあります。

また、全ての監査関与先に対して最低1年に1度の頻度でリスクの再評価を行い、監査関与先及び契約のリスク要因に変化の兆候がある場合には速やかに再評価を行います。

リスク評価に係る情報はデータベースで一元管理しており、パートナーが交代した場合でも、不正リスクを含む監査上の重要な事項は次の担当パートナーに適切に伝達されます。

#### 【不正リスクへの対応】

監査契約を新規に締結及び監査契約を更新する場合には、不正リスク等を考慮し、新規受嘱及び更新予定の関与先及び契約のリスク評価を行います。不正リスク等によりリスクが高いと評価される場合はリスクマネジメントパートナーが承認に関与しますが、これに加えて拠点事務所長や品質管理・リスクマネジメントを統轄する専務理事が承認に関与することもあります。

### 4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

#### (1) 監査実施者の採用

監査実施者（専門職員）への志望者全員が履歴書を提出することが要求されており、さまざまな選考プロセスを経て雇用されます。選考プロセスは、応募要件審査、書類審査、能力・スキルに関する数名のインタビュー、心理・能力検査から成ります。

#### (2) 専門的研修

全ての専門職員を対象とする継続的な人材育成戦略は、継続的専門研修制度の要件を充足し、職業的専門家として相応しい能力の維持・向上を図る機会を提供することを目的とした方針に基づいています。

また、職業的懐疑心の向上や職業的懐疑心を保持・発揮して監査を実施することの重要性を改めて徹底すること及び不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することを目的とした職位別研修についても、逐次実施しています。

#### (3) 人材開発及び専門職員の評価

専門職員に対して、監査におけるキャリア・アップの基盤を形成するスキル、行動や態度及び個人的資質を開発するための機会を提供しています。また、専門職員は、年次で目標を設定し、評価を受けています。各専門職員は、定めた目標に対する進捗・達成度合い、リーダーシップ能力をいかに示しているか、専門知識・スキルによって評価されます。

#### (4) 監査チームの編成

当監査法人は、全ての専門要員を特定の業務に選任するための方針を定め、当該方

針に従って、チーム編成の管理単位である事務所・事業部等の責任者が選任手続を執行しています。チームの編成に関しては、各業務に必要なスキル、関連する職業的専門家としての経験及び関与先の属する事業の知識や当該事業に属する関与先への業務提供経験を備えた者から編成されるよう配慮しています。

#### 【不正リスクへの対応】

専門職員に対し、継続的専門研修制度の中で、職位別に不正に関する教育・訓練の機会を提供しています。

関与先及び契約の不正リスクが高いと評価された場合には、不正に関する知識や豊富な経験を備えた専門職員を選任し、監査チームを編成します。

また、当監査法人は、リスク評価に係る情報を集約・管理する体制を整備し、同一の関与先の監査業務を担当する監査責任者が全て交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項が適切に伝達されるプロセスを設けています。

### 5. 業務の実施

#### (1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人が利用する監査のメソドロジーは、KPMGの監査メソドロジーである、KPMG Audit Manual (KAM) (監査ワークフローであるeAudITで使用) 及びKPMG Audit Execution Guide (KAEG) (監査ワークフローであるKPMG Clara workflowで使用) であり、これには、監査品質の向上に資すると考えられる国際監査基準等の適用に関するKPMGの解釈が含まれています。また、この監査のメソドロジーは、監査手続の実施において、適切な職業的専門家としての懐疑心の保持を強調するとともに、独立性を含む関連する倫理上の要求事項の遵守を求めています。

KPMGでは、職業的専門家として監査基準に準拠するため、また、監査における新たな重要領域や内部、外部の品質管理レビュー等の結果に対応するために、定期的に監査のメソドロジー、ガイダンス及びツールの強化を行っています。また、予想外若しくは異常な情報が識別された場合及び潜在的な経営者の偏向又は不正リスク若しくは不正の兆候を示唆する情報が識別された場合は、適切な行動を取りながら職業的専門家としての懐疑心を保持することの重要性を周知しています。

また、当監査法人では、職業的専門家としての基準又は法令等の要求事項に従うために、我が国における要求事項や指針等をKPMGの監査メソドロジーに追加しています。

#### 【不正リスクへの対応】

不正リスクに適切に対応し、業務を実施できるようにするために監査メソドロジーを追加し、監査業務に適用しています。

#### (2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、監査チームが判断に困難が伴う事項や、見解が定まっていない事項に対応するために、重要な会計・監査上の事項に関する専門的な見解の問合せ及びその文書化に関する手続を確立しています。

#### 【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断される場合に専門的な見解を得るための方針及び手続を定めています。

#### (3) 審査の方針及び手続

当監査法人では、全ての監査業務において、監査報告書の発行にあたって監査チームが行った重要な決定及び判断及び財務諸表の適切性に対して、監査チームから独立した立場にあり、審査実施に必要な経験と能力を有する審査員による審査の受審が義務づけられています。

審査員の審査の実施状況は、豊富な知識及び経験を有する当監査法人のパートナーで構成された上級審査会により監視され、重大な監査上の判断等に上級審査会は深く関与します。

#### 【不正リスクへの対応】

不正による重要な虚偽の表示の疑義があると判断された場合には、修正後のリスク評価及びリスク対応手続が妥当であるかどうか、入手した監査証拠が十分かつ適切であるかどうかという観点での審査の受審が義務づけられています。

#### (4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査チームと審査員と意見の相違が解消されない場合、最終的な解決方法として上級審査の指示を仰ぐことが義務づけられています。

#### (5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査ファイルの最終的な整理を完了する期限及び監査調書の管理・保存の方針及び手続については、監査マニュアル及び細則に定め運用を行っています。監査ファイルの最終的な整理を完了する期限は、

監査の種類ごとに一定の日数以内と定めています。また、監査調書のうち当座調書の保存期間は、監査対象事業年度に係る最終の監査報告書日から起算して10年間と定めています。

### 6. 品質管理のシステムの監視

#### (1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

KPMGネットワークファームにおいては、統合的な監査品質の監視体制を構築しており、監査品質に不備となる事項があれば、それを特定し、特定された不備について原

因分析を行い、個別の監査業務及びKPMGの品質管理システムに関する改善活動に役立てる体制を取っています。

#### 【不正リスクへの対応】

個別の監査業務に対する定期的な検証において、不正リスクについては特別な検討を必要とするリスクとして対応状況を確認し、不正リスク対応基準や当監査法人の不正に関する研修の内容を考慮した監査手続が実施され、当監査法人の品質管理の方針に準拠していることを確かめています。

#### (2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

監視プログラムからの結果及びそれに基づく要改善事項は、各メンバー・ファーム間で共有されており、各国においてのみならず、各地域・グローバルレベルで適切な対策がとられています。また、この内部レビューの結果は、品質管理システムが適切に構築され、効果的に導入・運用されているかを判断するためにも用いられています。

#### (3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

各メンバーファームは、構成員の誰もが職業倫理及び品質管理に関する疑わしい問題又は懸念事項を報告できるように通報に関する手続及び確立された手段を整備することが義務付けられています。全てのメンバーファーム及び構成員は、善意により報告を行った個人への報復措置を取ることは禁止されています。

#### 【不正リスクへの対応】

監査法人内外から寄せられた情報については、当該情報を関連する監査責任者に適時に伝達し、監査責任者は監査チームが監査実施において当該情報をどのように検討したかを、本部に報告することにより対処しています。

#### 7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、前任の監査人となる場合又は後任の監査人となる場合の双方について監査業務の引継が適切に行われることを合理的に確保するために、本部が指示を行い、立会を実施しています。

#### 【不正リスクへの対応】

当監査法人が、前任の監査人となる場合には、不正リスクへの対応状況について後任の監査人に対して伝達し、当監査法人が後任の監査人となる場合には、不正リスクへの対応状況について前任の監査人に質問するよう定めています。

#### 8. 共同監査の方針及び手続

共同監査業務の質を合理的に確保するための共同監査に関する方針及び手続を定めています。また、当該方針及び手続には、他の監査事務所の品質管理システムが当

該監査業務の質を合理的に確保するものであるかどうかを、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに、必要に応じて監査業務の実施の過程において確かめるための方針及び手順が含まれています。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手順

該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。